

# 介護サービス事業所等自己点検票（指定介護予防短期入所生活介護事業）

令和5年7月1日適用

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 指定介護予防サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか	法第115条の3 条例112第128条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	1 従業員の数 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとなっているか。 ①医師 1人以上となっているか。	法第115条の4第1項 条例112第129条1項 第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②生活相談員 イ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ロ 1人は常勤となっているか。 ただし、利用者定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りではない。 ハ 社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③介護職員又は看護職員 イ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ロ 介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっているか。 ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。 ハ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。		規則142第27条第5項、第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	<p>④栄養士 1人以上となっているか。 ただし、利用定員数が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑤機能訓練指導員 イ 1人以上となっているか。 ロ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をいう。</p>	規則142第27条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑥調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	規則142第27条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>2 管理者 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	条例112第130条 要領1882第四の一 準用(第三の八の1の(6))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	<p>1 利用定員等</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。</p> <p>※指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準第123条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たすものとみなす。</p>	<p>条例112第131条第1項、第2項</p> <p>規則142第28条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる場所（居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室）を二階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p>	<p>法第115条の4第2項</p> <p>条例112第132条</p> <p>規則142第29条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) (1)の規定にかかわらず、都知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の①～③のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されている(※)と認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>条例112第132条第2項</p> <p>規則142第29条第2項</p> <p>要領1882第四の一準用(第三の八の2の(4))</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	⑤洗面設備 要支援者が使用するのに適したものになっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) その他の構造の設備 ①廊下の幅は、1.5m以上となっているか。また、中廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備した指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ※なお中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。	条例112第132条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③階段の傾斜を緩やかにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合、一以上の傾斜路を設けているか。 ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。 ※傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	1 内容及び手続きの説明及び同意 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	条例112第135条 要領1882第三の八の3(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>(2) 居宅基準第153条第1項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービス内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。</p>	<p>条例112第135条 要領1882第三の八の3(3)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>2 対象者等</b></p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p>	<p>条例112第134条第1項、第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>3 提供拒否の禁止</b></p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p>	<p>条例112第142条準用（第52条の4）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	4 サービス提供困難時の対応 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	条例112第142条準用（第52条の5）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。	条例112第142条準用（第52条の6第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条例112第142条準用（第52条の7第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 心身の状況等の把握 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例112第142条準用（第52条の8）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p>	<p>条例112第142条準用（第52条の10）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p>	<p>条例112第142条準用（第52条の11）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>10 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p>	<p>条例112第142条準用（第52条の14第1項、第2項）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>11 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	<p>条例112第136条第1項、第2項、第3項、第4項 規則142第31条第1項、第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>①食事の提供に要する費用</p> <p>②滞在に要する費用</p> <p>③厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>⑥理美容に要する費用</p> <p>⑦①～⑥に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<p>(4) ①～④に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、(3)の①～④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防短期入所生活介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞中に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>12 保険給付の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例112第142条準用（第53条の2）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>13 身体的拘束等の禁止</p> <p>（1）指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p>	<p>条例112第137条第1項、第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（2）指定介護予防短期入所生活介護事業者は、（1）の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>14 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が、次の①②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>①正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>条例112第142条準用（第53条の3）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>15 緊急時等の対応</p> <p>介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>また、協力医療機関については、次の点に留意しているか。</p> <p>①協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。</p> <p>②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>条例112第138条 要領1882第四の一準用（第三の八の3の(13)）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	16 管理者の責務 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び、指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例112第142条 準用（第51条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に、この基準の「第4節運営に関する基準及び第5節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、洗濯等）については、この限りでない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメントの防止ための雇用管理上の措置)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19 業務継続計画の策定等	条例112号第142条			
	(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	準用（第52条の2の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※上記(1)～(3)については3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。				

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	20 定員の遵守  （１）指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行っていないか。  ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例112第139条 規則142第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（２）利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準省令第２条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。	条例112第139条第2項 第4の一（第3の八の3の（14））	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21 地域等との連携  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	条例112第140条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22 非常災害対策  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	条例 112 第 142 条、 準用（第 121 条の 2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23 衛生管理等  （１）指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	条例112第139条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。)</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>		<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>
	<p>24 掲示</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>ただし、上に規定する事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>条例112第142条、準用(第54条の3)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>25 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>条例112第142条、準用(第54条の4第1項、第2項、第3項)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>26 広告</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。</p>	<p>条例112第142条、準用(第54条の5)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	27 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例112第142条、準用（第54条の6）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	28 苦情処理 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	条例112第142条、準用（第54条の7第1項、第2項、第3項、第4項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区市町村に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	29 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	条例112第142条準用（第54条の9第1項、第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	30 虐待の防止 指定介護予防短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。） ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③介護予防短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		都条例111号第167条準用（第39条の2）  都規則141号第37条準用（第4条の3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31 会計の区分	(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	条例112第142条、準用（第54条の10）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年3月10日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	32 記録の整備 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	条例112第141条第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保存しているか。 ①介護予防短期入所生活介護計画 ②「第4 運営に関する基準」の10に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③「第4 運営に関する基準」の13(2)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④「第4 運営に関する基準」の14に規定する区市町村への通知に係る記録 ⑤「第4 運営に関する基準」の27(2)に規定する苦情の内容等の記録 ⑥「第4 運営に関する基準」の28(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	1 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 (1) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行なうとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供に当たっているか。 (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	条例112第143条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項  要領1882第四の三の6の(1)の③  第四の二の3 準用(第三の八の3の(5)③)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(6) サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、二年間保存しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
効果的な支援の方法に関する基準	2 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、「第1 基本方針」及び「第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の1の基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより取り組んでいるか。 (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行なっているか。	条例112第144条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 要領 1882 第四の三の6の(2)の①、③、④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。 なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(4) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況や評価についても説明をしているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	<p>(5) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付し、2年間保存しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なっているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(8) 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所生活介護事業所は、当該介護予防サービス計画を作成している指定介護予防支援事業者から「介護予防短期入所生活介護計画」の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>3 介護</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって最後サービスを提供し、又は必要な支援を行っているか。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p>	<p>条例112第145条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項 要領 1882 第四の三の6の(3)の①、④</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)～(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させて、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	4 食事	条例112第146条 要領1882第四の三 の6の(4)の①、②、 ③、④、⑤、⑥、⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食、嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されている場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 食事の提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(7) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。また、食事の内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 機能訓練 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 また、機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮しているか。	条例112第147条 要領1882第四の三の6の(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	6 健康管理 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	条例112第148条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 相談及び援助 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行い、積極的に利用者の在宅生活の向上を図っているか。	条例112第149条 要領1882第四の三の6の(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 その他のサービスの提供 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	条例112第150条第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
六 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。	法第115条の5第1項、第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都知事に届け出ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚労省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。	法第53条第2項第2号 平18厚労告127別表の8 平12老企39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成24年厚労省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	平18厚労告127の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平18厚労告127の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	2 算定の区分等 (1) 平成24年厚労省告示第97号（厚生労働大臣が定める施設基準）の77（12のイを準用）に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の8のイを満たすものとして都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成24年厚労省告示第97号（厚生労働大臣が定める施設基準）の78（13を準用）に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロの注1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) (1) について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合は、厚生省告示第27号（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）の17により算定しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>3 生活機能向上連携加算</p> <p>外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次の「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注5</p>			
七 介護 予防 サー ビス 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	<p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（3）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通</p> <p>① 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>② （1）、（2）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>4 機能訓練指導員に係る加算</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注6</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七	<p>5 個別機能訓練加算</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注7</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七	<p>6 認知症行動・心理症状緊急対応加算</p> <p>医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注8</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七	<p>7 若年性認知症利用者受入加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号の77準用（12））に適合しているものとして都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、6の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のイ及びロ の注9</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	8 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロの注10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	平18厚労告127 別表の6のイ及びロの注11 平27厚告96の75	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第96号の75、準用（13））に適合する従来型個室を利用する者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七 介護 予防 サー ビス 介護 給付 費の 算定 及び 取 扱 い	10 連続して30日を超える日以降の介護予防短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費を算定していないか。	平18厚労告127 別表の6のイ及びロの注13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（平成24年厚労省告示第95号の76、準用（18））を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数（8単位）を加算しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	平18厚労告127 別表の6のハの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号の19）に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ハ 療養食の献立表が作成されていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>12 認知症専門ケア加算</p> <p>指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>平18厚労告127 別表の6のニの注</p>	□	□	□
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	<p>① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が20人未満である場合にあつては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあつては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催していること。</p>				

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七 介護 予防 サー ビス 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	<p>13 サービス提供体制強化加算 「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 次のいずれかに適合すること</p> <p>① 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>② 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>	平18厚労告127別表の6のホの注 平12厚告96の八十九	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6 単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 次のいずれかに適合すること</p> <p>① 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>② 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>③ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>		□	□	□
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	<p>14 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)</p> <p>算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)</p> <p>算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)</p> <p>算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>	平18厚労告127 別表の6のへの注			
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金 (退職手当を除く。) の改善 (以下「賃金改善」という。) に要する費用の見込額 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。) が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	平 27 厚労告 95 の一 一七 (平 27 厚労告 95 の四号準用)	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p>				
七 介護 予防 サー ビス 介護 給付 費の 算定 及び 取扱 い	<p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>				

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。				
	ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		□	□	□
	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。		□	□	□
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。				
	15 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	平18厚労告127 別表の6のトの注			

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二)指定介護予防短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p>	平27厚労告95の一七の二(平27厚労告95の六号の二準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
七 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い	<p>(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(二) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ていること。</p> <p>(6) 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>				
ロ	<p>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<p><b>介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月1日適用)</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	平18厚労告127 別表の6のチの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本可算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ニ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に通知していること。</p>	平27厚労告95の一七の三（平27厚労告95の四号の三準用）			
17	<p>定員超過利用に係る減算</p> <p>利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p>	平18老計発 0317001、老振発 0317001、老老発 031701第2の7の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>